

## なぜ、今、「グループホーム」なのか ——「施設と里親との中間」と位置づけられることの意味——

相馬直子

「養育家庭や里親には父親と母親がいて、役割分担がはっきりした家族ですから、そこは『家庭的養護』ですよ。でも私たちは、どんなに近づいても『家庭的養護』にはなれません。ということは『家庭的な養護』ということしかないんです。子どもたちには、『血もつながってない、親でもない人に言われたくないよ』っていう気持ちは確かにありますから…。」

(A園のインタビューより)

### 1. はじめに

「子どものケア」という際、伝統的な制度区分として、「保育」「幼児教育」「養護」の3つに分けられ、政策体系や学問体系も、ここで大きく区切られてきた。

ただし近年は、少子化の進行にも伴い、上記の3区分とはやや異質な、「子育て支援」という新たな枠組みで、「子どものケア」をめぐる制度群が議論されるようになった。いいかえれば、既存の「保育」「幼児教育」「養護」という枠組みが大きく揺らぎながら、「保育」「幼児教育」「養護」「子育て支援」と、4つの領域で語られることが多くなった。

本稿で扱う(子ども分野の)「グループホーム」とは、これまで「養護」の領域として扱われてきた。振り返れば、2002～2004年度の地域調査において、特に「子どものケア」に関して、2002年度は「保育」、2003年度は「子育て支援」、2004年度は「養護」と括られる分野を中心に調べてきたことになる<sup>①</sup>。

「養護」のなかで、現行の施設体系では、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立支援ホーム、母子生活支援施設がある。

「児童養護施設」といっても、大舎制、小舎制、グループホーム、中舎制等の形態がある。大舎制は、一般的な施設形態で、大きな建物の中に必要な設備があり、一部屋5～8人(男女別・年齢別)のいくつかの部屋がある。小舎制は、1つの敷地内に独立家屋がいくつかあり、各8～12人(男女混合・年齢も縦割り)の子どもと職員が生活する。グループホームは一般住宅を利用して、6名位の子どもと、職員が入居して生活する。その他、大きな建物を区切って小さな生活空間を作って生活する施設(中舎制)や、マンションや団地の形態の施設もある。

特に近年では、「ノーマライゼーションの理念に基づき、施設をできるだけ通常の生活を営める場にするために地域小規模化をはかり、子ども一人ひとりのニーズにこたえられる養護」(瀧口[2004:31])の実践のために、6名程度の小規模定員で、独立家屋で生活する「グループホーム」が大きく注目されている。

そもそも、現在注目されている「グループホーム」とはいったい何なのだろうか。注目されるということは、既存の大規模児童養護施設や里親には何か限界があり、新たなオルタナティブとして、「グループホーム」に大きな期待が寄せられているということの意味する。それでは、大規模施設や里親と比べて、「グループ

ホーム」はどのような特徴をもち、どのような位置づけにあるのだろうか。

子どもを対象とした「グループホーム」に関する先行研究をみると、社会福祉・児童福祉の分野が中心である。また、「グループホーム」は「児童養護施設」に関する先行研究と比べて数が少ない。大別すると、職員や子どもの体験を綴ったものや事例研究・実態調査(高橋[2002]、東京都社会福祉協議会児童部会グループホーム制度委員会[2003ab]、『子どもが語る施設の暮らし』編集委員会[1999])、小規模化のメリットと労働環境の改善等の課題を論じたもの(千葉[1989]、瀧口[2004])が中心である。

なかでも、「グループホーム」は「施設と里親の中間」(千葉[1989])と位置づけられ、その意義や可能性に関する議論は多い。しかしながら、そもそも「グループホーム」とは何なのか、なぜ現在「グループホーム」がこのように着目されているのか、施設や里親と比べた際の「グループホーム」の「中間的」な位置づけの意味については論じられてこなかった。

また、「子どものケア」に関する社会学的な研究は、子育て支援・保育・子育て負担のジェンダー不平等といった問いの立て方が中心であり、本稿で扱うようないわゆる「児童養護」に関連する研究はほとんど未開拓である。社会構築主義的な視点から児童虐待言説に着目し、児童養護施設と大学の福祉専門教育が、生き残りをかけてそれぞれの「専門性」をアピールしながら児童虐待問題を「活用」しているという問題提起(上野・野村[2003])が代表的である。

「子ども」という枠をはずした場合、病院という「施設」における、看護師などの「(専門)職員」と「患者」との相互行為過程に注目した「ケアの社会学」(三井[2004])が挙げられよう。これは、「ケアの持続」という観点から、個々の看護職が主体的に自らを問い直し、戦略的に自分ができることやなすべきことを限定しながら

ら患者という他者の「生の固有性」に開かれること(戦略的限定化)の意義と可能性、そして、各専門職間の職務が重なる局面を医療専門職に自覚させることで、「患者」へのケアにとどまらず、ひとりの「人」へのケアにつなげていく方途を探っている。

本稿は、他者の「生」をいかにして支えうるのかという問いを、「グループホーム」という「施設」における、「子ども」という「人」に対するケアについて、児童指導員など「職員」への聞き取り調査をもとに考察するものである。

ただし、三井[2004]が対象とした、「病院」という場や、「患者」という他者と「職員」との関係性と比べると、本稿が扱う「子ども」の「グループホーム」は独特な性格を有しているように思われる。すなわち、①「グループホーム」は生活の場であり、「施設と家庭の中間」と位置づけられている場の意味、②「施設と家庭の中間」と位置づけられている場における「職員」と、「子ども」という他者との関係性の意味、③「専門職」とだけ括られるのではなく、「中間」として位置づけられる「職員」の立場性の意味、この3点において、「子ども」の「グループホーム」が有する独特な面が浮上してくるのではないかと思われる。

以上の問題意識から、本稿では、なぜ、今、「グループホーム」なのか、施設や里親と比べて「中間的」といわれる「グループホーム」の特徴や位置づけ——その「中間性」の意味——について、2004年度に実施した、4ヶ所のグループホームへのインタビュー調査(以下、A園・B園・C園・D園と表記)・東京都保健福祉局少子化対策部育成支援課でのインタビュー調査<sup>4</sup>や文献調査をもとに、検討する。以下、「グループホーム」が注目されるようになった社会的背景について検討する(Ⅱ)。そして、里親や大規模施設と対比した際の「グループホーム」の特徴や位置を考える(Ⅲ・Ⅳ)。

なお、厳密に言えば、「グループホーム」とは、東京都の制度である「施設分園型グループホーム」(児童養護施設の分園)と、国の制度である「地域小規模型グループホーム」と2種類ある。両者の対象児童(「生育暦、性行等から判断して、グループホームで養育することが望ましい児童」)は同じであり、設置基準もだいたい同じであるが、補助内容が異なる<sup>9)</sup>。本稿では、「施設分園型」「地域小規模型」を総称して、「グループホーム」と表記する。

## II. 社会的背景

まず、「グループホーム」が注目されるようになった社会的背景について、児童養護施設の「対象児童」の変化、里親制度の低迷という観点から検討する。

### II.1. 対象児童の変化

インタビューと先行研究によれば、「児童養護施設で生活する子ども」の変化は、次の3期に区分できる。

まず、第一期は、昭和20年代、「戦災孤児や浮浪児といった『親のいない子ども』」(伊達[2004])が対象だった時期である。

続く第二期は、昭和60年代までで、「戦災孤児」「浮浪児」といった「親のいない子ども」から、「親のいる子ども・複雑多様化」(伊達[2004])といえる。インタビューによれば、親の経済的事情から入所してくる子どもが大きな特徴だという。また、この期は「定員割れ問題」に悩まされていた時期とも重なる<sup>10)</sup>。

第三期は、虐待問題の顕在化(1993年～)である。1993年を境に一転して入所児童数は急増する。地域ごとの違いはあるものの、今日の児童養護施設は都市部を中心に「満杯状態」となっている。この背景には、1990年代後半からの児童虐待の社会問題化や「児童虐待防止法」(2000年)の施行があったといわれている。

実際、児童養護施設の実態として、「情緒障害児や知的障害児、非行行動をとる子どもなど多様なハンディをもつ子ども」という、「いわゆる境界線にある子ども」が入所していること、したがって、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院といった各施設の役割や専門性はボーダレス化しつつあると指摘されている(全国児童養護施設協議会制度検討特別委員会小委員会[2003:32])。さらに近年は、子どもの入所理由の中に「親の精神的な事情等」が増えているという「事実」もインタビューから示唆された。

あわせて考えると、第三期は「被虐待の子ども」(伊達[2004])と一言で特徴づけられるというよりも、「被虐待の子ども」「親の精神的な事情等」をはじめ、「問題が多様化・複雑化」という意味では第二期の延長線上にあり、特に「被虐待の子ども」が大きく問題化された時期であるといえよう。

### II.2. 里親制度の低迷

こうした「対象児童」の変化から、「ケアの個別化・小規模化」によって、子ども一人ひとりに対する質の高いケアが求められ、「グループホーム」という形態が注目されている。ただし、「対象児童」の変化に加えて、里親制度が低迷し続けているという日本的な事情も勘案する必要があるように思われる。

各国で里親制度の概念が異なる場合もあり、厳密な基準で集計することは不可能であるが、例えばアメリカでは社会的養護の必要な子どものうち、里子の割合は76.7%、イギリス60.0%、フランス53.3%である。これに対し、日本では施設養護が中心であり、里親による養護は、社会的養護が必要な子どもの7%程度に過ぎない。「家庭的養護」の推進に力を入れている東京都でも、社会的養護に占める養育家庭<sup>11)</sup>の割合は低く、2005年3月現在、登録家庭は344家庭、う

ち子どもを委託している家庭は213家庭で、委託率61.9%、委託児童数は271人で、社会的養護の下で育つ子ども全体の7.3%にとどまっている[東京都児童福祉審議会[2005:8]。

現在、「複雑な問題を抱えた子ども」に対して、地域社会において、個別対応が可能な小規模なケア体制が求められているが、里親制度の比重が非常に小さい日本では、特に、「グループホーム」がより一層注目されているといえる。

### III. 「グループホーム」の位置

この「グループホーム」は、「里親と施設の中間」(A園)であるといわれている。それでは、里親や大規模施設と対比した際に、「グループホーム」はどのような特徴をもち、どのような位置にあるのだろうか。ここでは、「ケアする場所」と「ケアする人」という2つの軸から考えてみたい(図1)。

#### III.1. ケアする場所

まず、「グループホーム」は、大規模施設と異なり、独立した家屋(一戸建て)である。この点は一般家庭、里親と同じであるが、定員が6名であり、一般家庭や里親よりもやや規模が大きいといえる(図1・横軸)。インタビュー調査では、「グループホーム」がひとつの「家庭」であることから、施設と対比して、次の3点が指摘された。

第一に、「施設の子」といわれないこと。第二に、地域生活が営めることである。例えば、「(宅急便の)荷物を預かるとか、もらいもののお裾分けをする」「近所の友達が遊びに来たり」(A園)することができるということである。

第三に、自分のペースで生活できる、所属感があるという点である。例えば、「子どもも一緒に買い物したり家事をする中で、『自分がこの家のメンバーなのだ』というのが子どもな

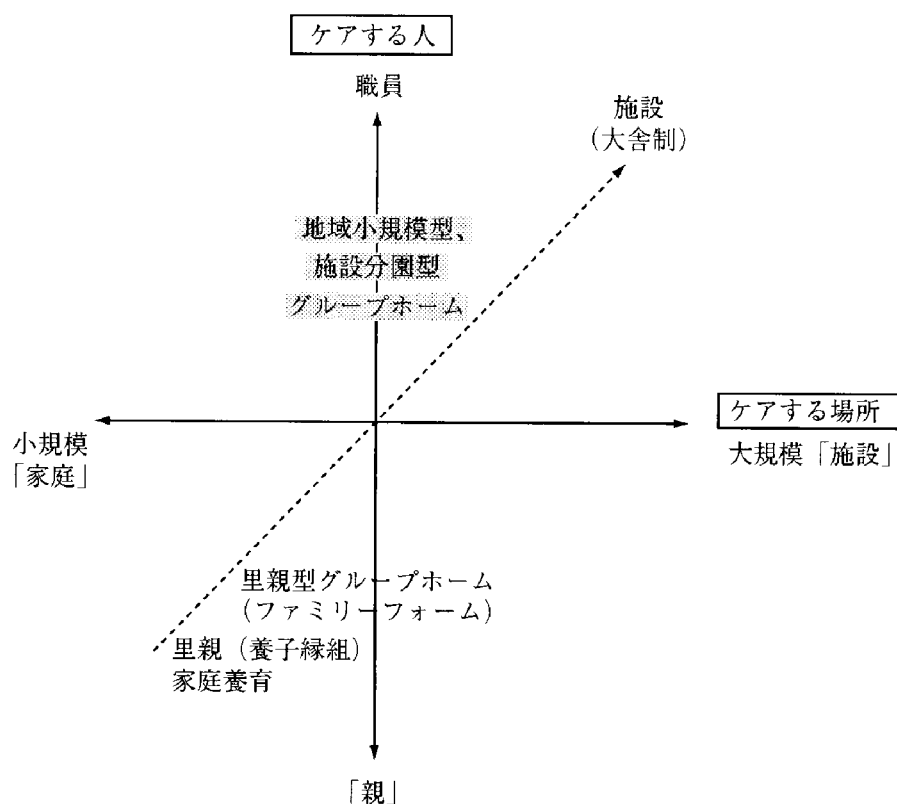


図1 「グループホーム」の位置-1

りにすごく意識されて」いること、それは、「生活の全体が、その子なりに見えていたり、自分の立場がどういう立場かというのがわかっていたりするから」であり、「本園の方だとなかなかそうはうまくいかないように感じる」(C園)という指摘である。この指摘から、本園(施設)と比べて「グループホーム」は、自分がこの家のメンバーで生活をしているという意識が子どもに強く意識されていることがわかる。

### III.2. ケアする人・関係性

次に、誰がケアをしているか、という点について。「グループホーム」でケアをする人とは、一般家庭や里親のような「親」ではなく、「職員」であることがインタビュー調査では強調された。この点については施設と同じであるが、大規模施設と比べて「グループホーム」は、子どもと職員との関係性が密であると指摘された。この意味で、「グループホーム」は施設と里親との「中間」に位置するといえる(図1・縦軸)。

このように、すべてのインタビュー調査において、「グループホーム」は人数が少ないことで、個別対応が可能で、子どもとじっくり向き合えると指摘されたが、その一方で、(施設と比べて)、子どもとの関係が濃密なことから、「逃げ場がない」とも語られた。すなわち、「狭い空間なので、いい時はいいんですね、(略)けれども、ひとたびうまくいかなかった時には、非常に狭い空間ですから、子どもと本当に向き合わなきゃいけないんですね。子どもも逃げ場がありません。だからうまくいった時はすごくいいんですけども、それが何かのことでうまくいかなかった時は非常に大人も子どももきつい。」(A園)というように、職員も子どもも、お互いにきつい面もある。

ただし、「グループホーム」は、あくまでも「施設」である。したがって、どうしても職員と子どもや子ども同士が合わない場合や、何か

大きな問題が生じた場合は、子どもを本園(施設)の方に移動させることも可能であるし、職員の交代も可能な体制ではある。「家庭的な環境」を用意しながらも、「施設」と「グループホーム」という「家庭」との間で融通がきく体制となっている。

これに比べて、里親制度は代替がきかないことが指摘された。すなわち、「里親さんに何年かお世話になっても、例えば、思春期になって、難しくなってきた、里親さんがお手上げになって、学園に戻ってきたというケースもあり、(略)難しくなった時の受け皿も一方では必要であり、そういう時には専門的な勉強した職員の方が対応可能なケースもある」(C園)。このように、「グループホーム」は、施設よりは代替がきかないものの、里親制度よりは代替がきく制度という意味で、「中間」である。

### IV. 「中間」の多層的な意味

II節で指摘したように、施設の定員超過、里親制度の低迷、さらに昨今では、自治体の財政難という事情も絡み、大規模施設を作るよりも初期投資のかからない「グループホーム」が注目されている。

そして、III節で見てきたように、大規模施設と里親との「中間」に位置づけられている「グループホーム」とは、「施設でありながら家庭」であると同時に「家庭でありながら施設」を具現化しているものであるといえる。

先に示した図1・横軸の<ケアする場所：小規模「家庭」／大規模「施設」>とは、いいかえれば、子どもの数が多いか少ないか(小集団／大集団)、さらには、子どもとケアする人との関係が、個別的吗集団的吗かという軸でもある(図2・横軸)。

一方で、先に見た図1・縦軸の<ケアする人：「親」／「職員」>とは、子どもとケアする人との関係における継続性・選択性の軸、い

いかえれば、「ケアする人と合わなかったら代替がきくかどうか」という軸でもある(図2・縦軸)。

一般的に、子どもは親を選べないという意味で、ケアする人との出会いは、偶然的・非選択的である。「自分の父親・母親と性格が合わないから、代わりの父親・母親を家に連れてきてほしい」と子どもが声を大にすることは難しい。虐待や精神疾患などをはじめとした諸事情により、児童相談所が判断して、親の代わりに誰かが育てるということになるのが現行のシステムである。親の代わりに誰かが育てることになれば、現状では、(数は不足しているものの)、里親・グループホーム・大規模施設という選択肢が用意されていることになっている。

本稿で見てきたこととは、こうした「親の代わりに育てる」制度の中でも、ケアする人との関係性(横軸)、ケアする人の代替性(縦軸)につ

いてはバリエーションがあるということであった。ケアする人の代替性が高く、かつ、関係が集団的なのが大規模施設である。その一方で、代替性が低く、関係が個別的なのが里親制度である。「グループホーム」は、ケアする人の代替性が大規模施設ほど高いわけではないが、里親と比べれば代替性は高い。そして、ケアする人との関係性は、里親制度ほど個別的ではないが、大規模施設と比べれば個別的である。このような意味で、「グループホーム」は、里親と大規模施設との「中間」——「ほどほどのところ」を取り入れたものであるといえる。

ただし、こうした「ほどほどのところ」を維持するために、現状としては、職員個人の「がんばり」に依存していることもインタビューから明らかになった。本稿では紙幅の関係上詳述できないが、「グループホームの養護上のメリットと、その労働条件というのは背中合わせ、

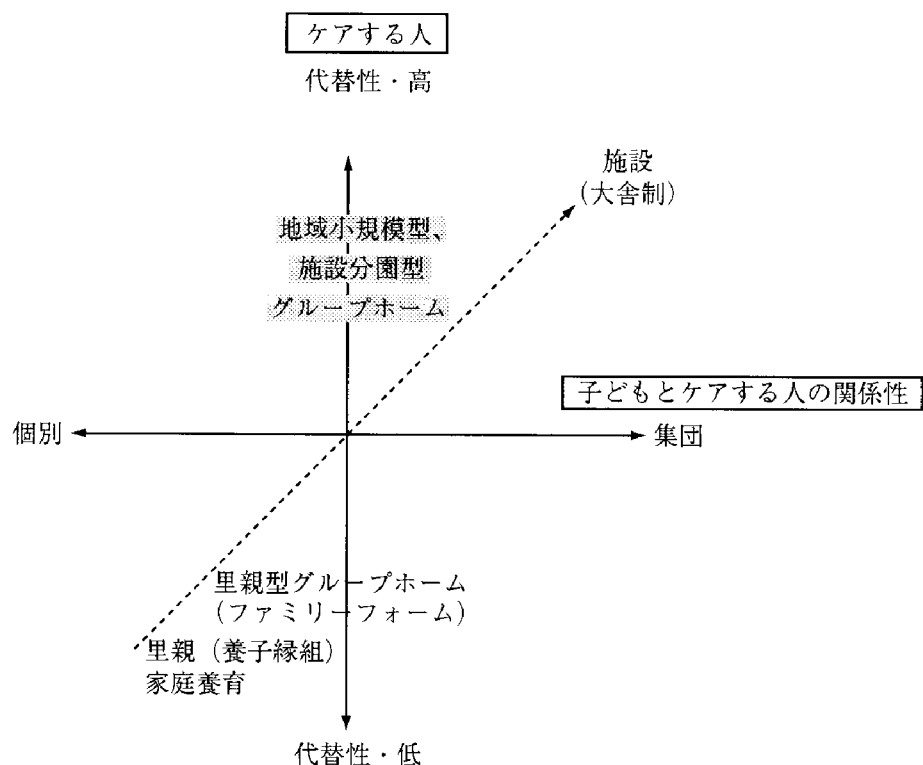


図2 「グループホーム」の位置-2

(略)、つまり、少人数のお子さんを少人数の職員で見ていこうという養護上のメリットと、労働条件の厳しさは、コインの裏表の関係(C園)という発言が、厳しい現状をうまく言いあてている。週3泊の泊まり勤務、サービス残業の多さなど、労働条件としては厳しいが、「常に少人数を1週間トータルで見られる環境を整備することで、子どもとの親密な関係性が保てるという条件」(C園)を備えることができる。

さらに、こうした条件を整えて子どもとの親密な関係を作ることこそが「仕事」である、という点は、特に里親と対比して強調して語られた。「グループホーム」に従事する職員にとって、里親とは異なり、養護は「仕事」であるということは、インタビュー調査で何度も指摘された点である。

「里親とは異なり」という一言には、専門性など様々な意味が含まれていると考えられるが、立場性から考えた場合、里親や実親は、(unpaid workという意味では「仕事」といえるかもしれないが)、あくまでも、「親」という立場から発生する、民法で定められた親権を有する者として、そして、扶養義務者として、親権を有し、義務を負っている<sup>6)</sup>。

この点も含めて考えると、「仕事として従事している」という発言には、「(一般の親や里親とは異なり、職員は)専門性をもってケアという『仕事』に従事している」という意味だけではなく、里親と大規模施設の「中間」である「グループホーム」ゆえの、独特の意味がこめられているのではないだろうか。

すなわち、「グループホーム」の職員とは、冒頭で引用したように「親でもない人」でありつつ、その「親でもない人が家庭を作る」ということを「仕事」として引き受けている立場にある。「仕事」として、「親としての義務」を引き受けているともいえる。その意味で、「仕事」と「義務」との境界に置かれやすいのではない

か。こう考えると、ケアする人の立場性という意味でも、「グループホーム」は「里親と大規模施設の間」に位置するのではないだろうか。

「家庭でありながら施設」であり「施設でありながら家庭」という「グループホーム」。その「中間性」とは、①子どもとケアする人との関係性、②ケアする人の代替性、さらには、③ケアする人の立場性という観点から、多層的で奥行きをもって理解する必要があるように思われる。

現在、里親制度・大規模施設の新たなオルタナティブとして「グループホーム」が注目されており、東京都では「グループホームの飛躍的拡大」という制度改革の議論がなされている。子どもにとって家庭的な雰囲気や個別のケアが可能な「グループホーム」への期待が高まっている。

本稿で見てきたことは、「中間」であるがゆえの「グループホーム」が構造的に抱えやすい問題である。制度改革においては、「中間」ゆえに様々な期待がかけられやすい「グループホーム」の構造的な問題をふまえた議論が求められる。

このように、様々な意味で境界におかれやすい立場ゆえの構造的な困難を理解し、そのうえで、「社会的養護(ケア)」全体の位置づけのなかで、里親制度・グループホーム・大規模施設、児童自立支援施設等の施設形態の役割をどのように考えるか、職員一人ひとりが「バーンアウト」しないための基盤整備をいかに行なうか、今こそ求められているのではないだろうか。

\*謝辞：本研究を実施するにあたり、ご協力いただいた各グループホームの担当者の方々、東京都の担当の方には、この場を借りて深く感謝致します。

## 註

1. 2002・2003年度は「ケアの社会化」というテーマで東京都世田谷区を中心に地域調査を行ってきた。子どものケアに関わる部分では、2002年度は自主保育、男性の保育士、保育ママ制度を、2003年度はプレーパーク、子育て支援ネットワークの取り組みを中心に調べた。2004年度は、世田谷区という地域の枠をとって、「グループホーム」という共通テーマで調査を行なった。
2. インタビュー調査は、2004年10月～2005年1月に実施。4ヶ所のグループホームは、すべて東京都内にある。A～D園すべて施設分園型グループホーム(定員6名)であるが、C園は地域小規模型グループホーム(定員6名)も設置している。調査者からの質問は最小限にとどめ、できるだけ自由な形式で、①グループホームの設立経緯、背景、運営方針、②グループホームの現状、現在の問題点、③他の形態(大規模施設、里親等)と比較した際のグループホームの特徴、価値、④地域とのつながりに関する実践例、考え方、⑤今後のグループホームの展望について、1～2時間のインタビューを行なった。東京都保健福祉局の担当者に対しては、社会的養護児童の現状や制度における東京都としての考え方について、インタビューを行なった。終了後、インタビューデータを書き起こし、データ内容は各回答者の了解を得た。
3. 例えば、都の制度では、貸家でも27万円を上限に家賃助成がある。
4. 昭和60年を境に、入所児童数は急激に減少するが、何故そうになっていったのか、いまだにその原因ははっきりしていない。この頃の児童養護施設の関係者の間では「戦後からずっと続いてきた児童養護施設の役割も、そろそろ終わりに近づいてきたのではないか」と囁かれるほどでもあった(伊達[2004])。
5. 「養育家庭制度」とは、1973年4月、東京都が独自に創設した制度である。これは、養子縁組を目的とした里親とは区分される、養子縁組を前提としない2年契約の新たな里親制度である。
6. 例えば、第820条〔監護・教育の権利義務〕親権を行う者は、この監護および教育をする権利を有し、義務を負う、第877条〔扶養義務者〕直系血族および兄弟姉妹は互いに扶養をする義務がある、という点と関連している。

## 文献

- 千葉茂明(1989)「グループホームの今後」『月刊福祉』72(9):38-39.
- 伊達直利(2004)「児童養護施設の今」『発達』25(98):35-40.
- 『子どもが語る施設の暮らし』編集委員会(編)(1999)『子どもが語る施設の暮らし』明石書店.
- 三井さよ(2004)『ケアの社会学：臨床現場との対話』勁草書房.
- 高橋利一(2002)『子どもたちのグループホーム：地域小規模児童養護施設の実施に向けて』筒井書房.
- 瀧口桂子(2004)「児童養護施設における小規模グループケア・地域小規模化の動向と課題」『季刊 児童養護』35(2):31-4.
- 東京大学大学院総合文化研究科(2006)「子ども分野のグループホーム(仮)」『ケアの社会化とグループホーム(仮)2004年度地域調査報告集』(近刊).
- 東京都児童福祉審議会(2005)『社会的養護の下に育つ子どもたちへの自立支援のあり方：少子社会の進展と子どもたちの自立支援(中間のまとめ)』.
- 東京都社会福祉協議会児童部会グループホーム制度委員会(2003a)「東京のグループホーム(児童養護施設)実践報告



集Ⅱ』東京都社会福祉協議会.

東京都社会福祉協議会児童部会グループホーム制度委員会 (2003b) 『東京都養護児童グループホーム実態調査結果報告』東京都社会福祉協議会.

上野加代子・野村知二 (2003) 『児童虐待の構築：捕獲される家族』世界思想社.

全国児童養護施設協議会制度検討特別委員会小委員会 (2003) 『子どもを未来とするために：児童養護施設の近未来』.